# 平成29年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成30年2月9日(金) 9時~9時55分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、参与及び各部局長 建設部次長 代理出席

# [会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議題
- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局) 会派説明報告について (企画部、福祉部、環境部、経済部)
- (2) 市税の歳入見込みについて

(総務部)

- (3) 新居浜市市制施行80周年記念事業の報告について (企画部)
- 3 協議事項

(なし)

- 4 連絡事項
- (1) 平成30年度の組織機構について (企画部)
- (2) 平成30年度施政方針(案)について (企画部)
- (3) 定員管理計画について

(総務部)

## 1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議の議題にもあるように、市議会定例会は2月20日に開会予定である。 会派説明については、6日・7日の2日間開催され、そこでも質疑応答があったと 思うが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備する など、遺漏のない対応をお願いする。

さて、今週6日(火)に、東京において、市制施行80周年記念事業である新居浜 ふるさと映画「ふたつの昨日と僕の未来」の制作発表が行われ、私も出席した。間も なく市内で撮影が開始されるが、この映画はオール新居浜ロケで制作されることとな っており、産業遺産や観光名所をはじめとした新居浜市の良さをふんだんに織り込ん だ、全国に新居浜市を広くPRすることのできる作品となるよう期待している。

撮影に当たっては、ボランティア等で映画に参画いただく市民の方もいらっしゃるが、撮影スタッフのサポート等も必要となるので、職員の皆さんには、市役所一丸となって協力体制を取っていただき、ぜひ職員からも、この映画を大いに盛り上げていただくようお願いする。

### 2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について(企画部、福祉部、環境部、経済部)

## 市長

それでは、議事に入る。

「市議会定例会提出議案について」、議案に沿って、建設部、 市民部、福祉部、企画部、総務部、消防本部、経済部、環境部、 水道局の順で、説明をお願いする。

なお、来週火曜日の「部課長会」での説明と重複するので、簡 潔に、要点のみを説明するようお願いしたい。

また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派 説明報告もお願いする。

#### 建設部次長

まず、報告第1号「専決処分の報告について」である。本件は、 市道大生院船木線に設置しているカーブミラーが腐食し、さびに より住宅の外壁を汚損した事故にかかる損害賠償の額を5万7, 780円と決定し、平成30年2月1日、専決処分をいたしたも のである。損害賠償金は全て全国市有物件災害共済会から支払わ れることとなっている。

次に、報告第2号「専決処分の報告について」である。本件は、 市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明け渡し等請求の訴えの 提起についてであり、今回で15次となる。今回提訴した13件 (関係人が16人)の滞納状況は、滞納月数が1年5か月から3 年4か月までで、滞納金額は548万100円、督促事務費は1 万8,500円、水道料金等は87万6,242円で、合計請求額 は637万4,842円となっている。

次に、議案第1号、「市道路線の認定について」である。今回、 市道に認定する路線は4路線で、全て開発道路で寄付を受けたも のである。

次に、議案第4号「新居浜市特定用途制限地域における建築物

等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」である。本改正は、「建築基準法」及び「建築基準法施行令」の一部改正に伴い、引用法令条項にずれが生じたことによる所要の条文整理を行うための条例の一部改正である。

次に、議案第9号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」である。本議案は、受益者負担の原則に基づき手数料の適正化を図るため建築関係手数料を改定するとともに、建築基準法の改正に伴い、所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は平成30年4月1日から施行したいと考えている。

最後に、議案第17号「新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区 画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例の制定につい て」である。本議案は、新居浜駅前土地区画整理事業の清算金の 徴収が終わったことから、事業施行期間満了日である平成30年 3月31日をもって条例を廃止しようとするものである。

市民部長

議案第2号「製造請負契約」について説明する。

本契約は、新居浜市総合防災拠点施設内に、防災センター機能としての災害の疑似体験・防災学習施設を整備するものである。

主な施設内容としては、1階に防災情報ゾーン、地震・水害・ 煙避難・消火などの災害体験ゾーン、2階に防災学習ゾーンの、 延面積792.91平方メートルを整備する。

契約の概要としては、展示にかかる什器等の製造、起震装置や VR (バーチャルリアリティー)等の演出システムの機器等の調整、プログラムの製作、演出ソフトのコンピューターグラフィック等の制作、及び災害知識解説等のグラフィック・サインの製造を行うものである。

福祉部長

条例議案7件について説明する。

まず、議案第3号「新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」については、「児童福祉法」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。

次に、議案第10号「新居浜市子ども医療費助成条例等の一部 を改正する条例の制定」については、「国民健康保険法」及び「高 齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、住所地特例 が適用される者に係る規定を改めるため、及び所要の条文整備を 行うため、条例の一部を改正しようとするものである。なお、こ の条例は、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第11号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」については、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、国民健康保険料賦課総額及び賦課額の算定に係る基準等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第12号「新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部が改正され、住所地特例の規定が追加されたこと等に伴い、所要の条文整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第13号「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定」については、新居浜市介護保険事業計画の見直しに伴い、「介護保険法施行令」の改正を踏まえた保険料率の改定を行うため、及び「介護保険法」の一部改正に伴い、被保険者等に関する調査に係る罰則の対象を第2号被保険者の配偶者等に拡大するため、条例の一部を改正しようとするものである。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第14号「新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定」については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、本市における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の見直しを行う等のため条例の一部を改正しようとするものである。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第15号「新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定」については、「介護保険法」の一部が改正され、居宅介護支援事業者の指定等の権限が愛媛県から本市に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。なお、この条

例は、第15条第20号の規定については平成30年10月1日から、そのほかの規定については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

引き続き、会派説明の結果について報告する。

まず、「国民健康保険の県単位化及び平成30年度新居浜市国 民健康保険料の改定について」では、

激変緩和措置はいつなくなるのか。なくなると保険料はどうな るのか。

激変緩和ということであれば、今後毎年、一般会計からの繰入 を減らしていくのか、それとも毎年1億円を繰入するのか。

一般会計からの繰入がこれまで多かったから、今回保険料の増加率が高いのか。繰入により国からのペナルティはあるのか。

県単位化によって、最終的にどのような姿を考えているのか。 保険料は、統一されるのか。

保険料の改定率は、毎年2%なのか、数年は据え置くのか。保 険料の改定について、市民への広報はどのように行うのか。 といった質問があった。

次に、「新居浜市高齢者福祉計画2018・介護保険事業計画 (案) について」では、

休止している施設はどれくらいあるのか。休止施設に何か指導 はしているのか。

今回3施設増やそうとしているが、全部の施設の利用者数は把握しているのか。

看護小規模多機能型居宅介護は、いつ整備し、事業者の選定は どのようにするのか。どんな仕様にするのか。

どこの施設にどのくらい職員が不足しているか、調査をしたのか。

今回の計画で何が大きく変わるのか。といった質問があった。

## 企画部長

条例議案1件、予算議案13件について説明する。

まず、議案第5号「新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定」については、効率的な行政組織を編成するとともに、総合戦略を着実に推進し、地方創生の実現につなげる組織体制を構築するために条例の一部を改正するもので、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第21号から議案第29号までの9件については、 平成30年度当初予算である。

平成30年度当初予算のポイントとしては、1点目が「Hello! NEWプロジェクト」の始動、2点目が防災・減災対策の強化・充実、3点目が近代化産業遺産の保存・活用の推進、4点目が新居浜市総合戦略の着実な推進である。

平成30年度当初の予算規模は、一般会計が、487億8,493万6千円で、対前年度比は、8億9,341万7千円、1.8%の減となっている。また、特別会計は、341億634万1千円で、37億6,327万5千円、9.9%の減となっている。

次に、議案第32号から議案第35号までの4件については、 平成29年度補正予算である。

今回の補正予算は、公園長寿命化対策事業等の公共事業をはじめ、消防水利整備事業等の単独事業、中小企業振興対策費などの施策費及び経常経費の過不足について、予算措置を行っている。

この結果、一般会計では、2億1,631万円の減額、補正後の予算総額は505億3,219万2千円となり、対前年度同期 比は、11億1,069万3千円、2.2%の増となっている。また、特別会計は、3特別会計の補正となっているが、公共下水道 事業特別会計は、繰越明許費の補正のみとなっている。

なお、追加提出の議案として、国の補正予算に伴う事業費の増加等について予算措置するため、平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)及び平成29年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)を予定している。

引き続き、会派説明の結果を報告する。

まず、平成30年度当初予算(案)についてである。

全体的なところでは、予算規模が前年度に比べて減額となった 理由は何か。事業ごとに新規、拡充、Hello!NEWプロジェク トと区分けされているが、どういうものか。

個別事業については、

フィールド1:快適交流では、

上部東西線改良事業について、残りの区間、全体いつまでかかる見込みか。

平形外山線改良事業について、順調に整備が進んでいるのか。 道路整備事業について、5千万円の増額となっているが、解消 率はどの程度になるのか。 都市公園整備事業について、大生院公園の工事内容はどういうものか。滝の宮公園のリニューアルの内容はどのようなものか。

フィールド2:環境調和では、

企業会計導入事業費について、手持ちの固定資産の把握等に何 故これだけの時間がかかるのか。

斎場施設整備事業について、1日2度回せるものにするのか。 建物には手を入れないのか。

市営墓地整備費について、新規のところの管理費は取らないのか。広い返還墓地は分割した方がよいのではないか。

フィールド3:経済活力では、

ものづくり産業情報発信事業費について、別子1号はできるのか。

人材確保対策事業費について、具体的にどのようなことをする のか。

工業用地造成事業について、もともと港務局の土地であったと思うが、その土地の整備に市が負担するのか。この土地の中に通っている水路はどうするのか。現状、要望はあるのか。いつ頃、募集となるのか。

物産振興対策費について、新居浜硝子とはどのようなものか。 誰が製造し、市はどういった理由で関与するのか。

フィールド4:健康福祉では、特になかった。

フィールド5:教育文化では、

放課後児童対策費について、学び塾との関係はどうなるのか。 小学校空調整備事業について、これとは別に体育館のトイレ整 備も非常に要望が強いが、何故計上されていないのか。

市民体育館空調設備整備事業について、避難所の機能向上を目的としているのは何故か。山根総合体育館についても整備すべきという話にならないか。

体育施設環境整備事業について、現在のウエイトリフティング 練習場との関係はどうなるのか。どういう整備になるのか。

市史編さん事業費について、組織体制、事業費の内訳とスケジュールはどうなるのか。

山田社宅整備促進事業について、事業の内容はどうなっているのか。

フィールド6:自立協働では、

シティプロモーション推進費について、来年度も博報堂に委託

するのか。

運転免許証自主返納促進事業費について、一度市役所に来庁しなければならないのか。運転免許証を返納した後の市としての補助はないのか。

コミュニティFMラジオ普及事業について、災害弱者を優先するのか。

といった意見が出された。

次に、2月補正予算(案)についての会派説明の結果について である。

中小企業振興対策費について、当初見込み額を大幅に上回った理由は何か。

デマンドタクシー運行事業費について、運行台数の増加とあるが、どの程度増えたのか。

公園長寿命化対策事業について、国の社会資本整備総合交付金 の内示減とあるが、今年度は内示率が高くなっていると聞いてい たが、違うのか。

消防水利整備事業について、当初の消火栓設置数から増えた理由は何か。

といった意見が出された。

### 総務部長

条例議案2件、追加提出予定の一般議案1件、人事議案5件について説明する。

まず、議案第6号「新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定」については、国家公務員退職手当法等の一部改正により、国家公務員の退職手当が引き下げられることに伴い、本市の一般職についても、国の退職手当制度に準じて、退職手当を引き下げようとするものである。

改正の内容であるが、退職手当の額を、新居浜市職員の退職手当に関する条例本則の規定により算定した額に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第7号「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する 条例の制定」については、固定資産税の納期前納付に係る報奨金、 いわゆる前納報奨金について、昭和25年に創設されて以来、「税 収の早期確保」と「納税意識の向上」という所期の目的が達成さ れていること、また、コンビニ収納科目を拡大しようとする場合には、前納報償金を差し引いて支払う「繰替払い」が法令上できないことから、納期前納付に係る報奨金を廃止しようとするものである。なお、この条例は、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出予定の議案について説明する。

「工事請負契約」については、高機能消防通信指令システム整備工事の請負契約であり、1月26日の一般競争入札の結果、5億5,890万円で、株式会社日立製作所四国支社と契約を締結しようとするものである。

次に、人事議案であるが、

「新居浜市監査委員の選任」については、監査委員 田中洋次 氏の任期満了に伴い、新たに監査委員の選任を必要とするため、 議会の同意を求めるものである。

次に、「新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任」については、固定資産評価審査委員会の委員 近藤利人氏の任期満了に伴い、新たに委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、「新居浜市公平委員会の委員の選任」については、公平 委員会の委員 加藤哲氏の任期満了に伴い、新たに委員の選任を 必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、「新居浜港務局の監事の任命」については、港務局の監事 神野和彦氏の任期満了に伴い、新たに監事の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、「人権擁護委員の候補者の推薦」については、人権擁護 委員 山本光博氏の任期満了に伴い、新たに人権擁護委員の候補 者の推薦を必要とするため、議会の意見を求めるものである。

消防長

条例議案2件について説明する。

まず、議案第8号「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定」についてである。本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に対する審査に係る手数料等の額を改定するため、及び高圧ガス保安法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表第2の

規定は、この条例の施行の日以降の申請等に係る手数料について適用したいと考えている。

次に、議案第20号「新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定」についてである。本議案は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、本市の消防団員等に対する公務災害に係る損害補償の基礎額の加算額を改定するほか、所要の条文整備を行うものである。

#### 経済部長

議案第16号「新居浜市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」について説明する。本議案は、いわゆる「地域未来投資促進法」に基づき、本市が工場立地特例対象区域として指定した工業専用地域の緑地面積率等について、国が定める範囲内で現状より緩和した緑地面積率等を定めることにより、地域経済牽引事業の促進を図るものである。

現在、工業専用地域については、緑地が100分の5以上、環境施設が100分の10以上と規定しているものを、本条例第3条表中のとおり、緑地については100分の3以上、環境施設については100分の5以上と定めるものである。

次に、会派説明の結果について報告する。

経済部からは、「新居浜市観光振興計画の策定及び東予東部圏 域振興イベントについて」と「新居浜市地域公共交通網形成計画 の策定について」の2件について会派説明を行った。

観光振興計画に関しては、実践プランについて具体的な取組は どのようなものか。

インバウンドをターゲットとした取組に力を入れてほしい。

目標指標(KPI)の目標値設定の根拠や課題解決に向けた具体的指針や優先的取組が十分示されていない。

といった意見等があった。

東予東部圏域イベントに関しては、総予算や工場夜景クルーズ の見通し等について質疑があった。

次に、地域公共交通網形成計画に関しては、計画で示している 公共交通ネットワーク図について、病院等を加えて分かりやすく する必要がある。

新居浜市の現状に合った計画を考えていただきたい。

デマンドタクシーが右肩上がりで増えているが、このままでは続かないのではないか。

循環バスの計画はないのか。といった意見等があった。

## 環境部長

条例議案2件について説明する。

まず、議案第18号「新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定」についてである。本議案は、平成29年度で終了する公共下水道事業計画について、平成35年度までの事業計画に変更することに関し、「宇高排水ポンプ場」を、公共下水道事業計画に基づく雨水を排除する施設として位置付けるため、「宇高第一雨水ポンプ場」に名称を変更するもので、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第19号「新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてである。本議案は、本年度中の公共下水道事業計画の変更に伴い、新たに下水道排水区域として拡張する外山町などの171haの区域を、第7負担区として、この負担区における1㎡当たりの受益者負担金の額を349円に設定すべく、第7負担区に係る規定を加えるとともに、区域外流入分担金における面積割額の1㎡当たりの額を、同額の349円に改正するものである。なお、この条例は、平成30年4月1日より施行したいと考えているが、区域外流入分担金については、この条例の施行により、面積割額の1㎡当たりの額が339円から349円となることから、経過措置として、施行目前に完了した新設等の工事に係る区域外流入分担金は、なお従前の例によることとしている。

続いて会派説明について報告する。

議案第19号に関連するもので、「第7負担区における下水道 事業受益者負担金の額及び下水道事業区域外流入分担金の額に ついて」で、

受益者負担金及び分担金は、一度限りか。 土地所有者以外に支払うケースがあるのか。 未払いはないのか。

なぜ負担率5分の1を採用しているのか。 といった質問があった。

#### 水道局長

予算議案2件及び補正予算議案1件について説明する。

まず、議案第30号「平成30年度新居浜市水道事業会計予算」である。

概要としては、「業務の予定量」は、給水戸数は前年度比317戸増の5万4,990戸、年間給水量は、1.7%減の1,324万9,414㎡、年間水道料金収入は、2.6%減の15億9,647万3千円を予定している。

建設改良費は、前年度比13.3%減の16億6,491万1 千円を予定している。

「重点項目」は、種子川町~角野新田町3丁目導送配水管布設 替工事1億3千万円のほか、配水管布設替工事等を予定してい る。

水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益21億2,781万2千円に対し、事業費用は18億2,914万2千円で、収支差引は2億9,867万円の利益を見込んでおり、消費税等を除外した予定損益計算書による純利益は1億9,193万4千円となる見込みである。

「資本的収入および支出」は、9億4,528万9千円の収入に対し、支出は20億2,302万5千円で、差引不足額10億7,773万6千円を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。

総合防災拠点施設建設に伴う水道局工事負担金が平成29年 度より発生しており、補填財源を圧迫する状況となることから、 水道施設の整備事業費について平準化を図る必要が生じたこと から、事業進捗に支障のない範囲での縮減を行うなど厳しい経営 状況となっている。

このことから、平成30年度中には総務省が求めている経営戦略を策定し、これを基に、中長期的な収支見通しに立った効果効率的な経営を進めていく。

続いて、議案第31号「平成30年度新居浜市工業用水道事業 会計予算」である。

概要としては、「業務の予定量」は、前年度と同様に、住友企業3事業所への年間1,542万4,600㎡としており、建設改良事業は、41.6%減の2億1,229万8千円を予定している。

「重点項目」は、平成29年度から着手している北新町配水管

布設替工事の延長となる新田町配水管布設替工事8,424万円 の管路耐震化対策を予定している。

次に、工業用水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益2億5,745万5千円、事業費用2億3,764万3千円で、収支差引は1,981万2千円の利益を見込んでおり、予定損益計算書による純利益は1,171万円となる見込みである。

「資本的収入及び支出」については、1億1,800万円の収入に対し、支出は2億1,229万8千円で、差引不足額9,429万8千円を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。

今後も現行の料金体制を維持しながら、国の補助金も活用して、引き続き施設の耐震化と安定した工業用水道の供給に努めてまいる。

次に、議案第36号「平成29年度新居浜市工業用水道事業会 計補正予算(第2号)」である。

これは、今年度の重点項目として実施している北新町配水管布設替工事が、今年度内の竣工が見込めなくなったことに伴い、年度内の工事費の支払いが生じなくなった。その結果、仮払消費税額が仮受消費税額を下回る状況となり、当初予算では還付を予定していた平成29年度消費税が、決算見込において納税となることから、営業外収益の消費税還付金1,262万1千円を減額し、営業外費用の消費税1,200万円を追加するよう補正するものである。

市長

ただいまの説明について、質問等はないか。 (なし)

#### (2) 市税の歳入見込みについて(総務部)

市長

次に、「市税の歳入見込みについて」、総務部から説明をお願いする。

総務部長

まず、平成29年度の決算見込み額についてであるが、収入額ベースで約191億2,100万円。これは、平成28年度決算額約186億2,900万円と比べて、約4億9,300万円の増となっている。

内訳であるが、まず「個人市民税」が約56億4,000万円で、労働人口の減等により、前年度より約3,300万円の減。 次に「法人市民税」は、約22億1,000万円で、市内大手

次に、「法人市民税」は、約22億1,000万円で、市内大手 企業の税割額増が大きく影響し、約5億100万円の増。

次に、「固定資産税」は、地価の下落が続くものの、全体として は約88億1,200万円で、約5,900万円の増。

次に、「都市計画税」についても、約11億6,700万円で、 約1,200万円の増。

次に、「軽自動車税」は約3億5,500万円で、約1,500万円の増。

次に、「市たばこ税」は約8億500万円で、喫煙者の減少等により、約3,400万円の減。

次に、「入湯税」は例年どおりで約50万円。

次に、「滞納繰越分」は、やや減少し、約1億2,100万円。 なお、平成29年度の当初財政計画額と比べて、合計で約5億 1,700万円の増となる見込みである。

続いて、平成30年度の歳入見込みについて説明する。

四国及び愛媛県内の最近の経済情勢は、一部に弱い動きが見られるものの、穏やかな持ち直しが続いており、また、内閣府による平成30年度の経済見通しにおいては、「海外経済の回復が続く下、「平成30年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。」とされている。

これらを考慮し、平成30年度財政計画額は、調定額ベースで約194億4,000万円で、前年度計画額より約2億7,300万円の増。収入額ベースでは約189億7,200万円で、約3億6,700万円の増。なお、これは、平成29年度決算見込み額と比べ、収入額で約1億5,000万円の減となっている。

次に、税目ごとに、平成30年度歳入見込みについて、平成29年度決算見込み額と比較しながら説明する。

まず、「個人市民税」は、給与収入が1千万円以上の者の給与所得控除が220万円に減額される税制改正等により、平成30年度の調定額は約57億700万円で、前年度より約1,600万円の増。

徴収率は、0.02%アップの99.12%を見込み、収入額

は約56億5,600万円で、約1,600万円の増。

次に、「法人市民税」は、経済見通し等を参考に、調定額は約2 1億8,500万円。申告課税のため徴収率は99.85%と高く、収入額は約21億8,200万円で、約2,800万円の減。 次に、「固定資産税」は、制度の大幅な見直しはなく、土地については、地価が継続して下落しており、平成29年度の地価公示では全用途の評価変動率がマイナス1.6%と下落したことから、調定額は約30億3,900万円。徴収率は99%で、収入額は約30億800万円で、約1,200万円の減。

家屋については、新築・増築、滅失家屋の調査と在来家屋の見直しによる結果、調定額は約32億3,800万円、収入額では約32億600万円で、約2,700万円の減。

償却資産については、住友関連企業等への調査の結果、設備投資による増額と、減価償却等による減少が、大きくは変わらないと見込まれるため、調定額は約24億9,00万円。収入額は、約24億6,500万円で、約9,400万円の減。

次に、「都市計画税」は、固定資産税と同様の理由により、調定額は約11億6,600万円。収入額は約11億5,400万円で、前年度より約1,300万円の減。

次に、「軽自動車税」は、原付等の課税台数は減少傾向にあるものの、三輪以上の経年車重課対象車両の増加により、調定額は約3億7,600万円。徴収率は前年度と同じ97.08%で、収入額は約3億6,500万円で、約1,000万円の増。

次に、「市たばこ税」は、旧3級品の税率がさらに引き上げられるものの、喫煙者の減少から、売り上げ本数は今後も減少が予想され、調定額・収入額ともに前年度とほぼ同額の約8億1,000万円。

次に、「入湯税」は、変わらず50万円。

最後に、「滞納繰越分」については、調定額は約4億1,800万円。徴収率27.08%で、収入額は約1億1,300万円となる見込みである。

なお、各税目における徴収率は、過去の推移や景気動向、税目 の特性等を総合的に勘案して設定している。

先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。

市長

(なし)

# (3) 新居浜市市制施行80周年記念事業の報告について(企画部)

市長

次に、「新居浜市市制施行80周年記念事業の報告について」、 企画部から説明をお願いする。

企画部長

おかげさまで市制施行80周年記念事業も概ね順調に進み、残すところ大きくは「あかがね産業博」と「映画制作」となった。 前回の庁議以降に完了した事業、また概ね完了した事業について、昨日、若手職員から成る実行委員会を開催したので、その結果を報告する。

まず、「あかがねフォトコンテスト」については、718名の方にご来場いただいたが、子どもや若い世代の来場者が少なかったようである。ただ、同じ時期に「小磯良平・オリゾン洋画研究所再考」展も開催されており、単発であればここまでの来場者はなかったかもしれないが、来られた方が「こちらも見て帰ろう。」と入場され、相乗効果もあったようである。今後においても、他事業との連携した展開ということも重要であるとの意見があった。

次に、「未来へのメッセージ事業」、これは、今年度生まれた子どもさんのご両親らに子どもさんに宛てたメッセージを応募いただき、20年後の市制100周年の際に公開しようというものであるが、応募数が非常に少ない状況である。市政だより等にも何回か掲載するとともに、市民課への出生の届出時や保健センターの5か月検診時等の際にもお願いしているが、もう少しPRする必要があるという状況である。

次に、「ウエイトリフティング講演会」については、高校生やサウジアラビアから来られた選手の方にも参加いただき交流を深めることができた。あかがねミュージアムの多目的ホールに入りきれないほどの皆様に来場いただき、非常に好評であった。

次に、「あかがねマラソン」については、約1,400名のランナー、約200名の運営ボランティアの参加があり、盛り上がった大会であった。ただ、初めての大会ということもあり、色々トラブルもあったようである。実行委員会の若手のメンバーも協力させていただいたが、参加した委員から出た意見として、会場のレイアウトに関し、スタートとゴールが混在していて、ゴールの際に、おもてなしコーナー等どちらに進むのか流れが分かりづ

らく、レイアウトを考える必要がある。といったもの等があった。 この事業は平成30年度も実施の予定であり、早い段階から今回 の課題・反省点も踏まえて、見直しが必要である。

以上が実行委員会での検証である。

なお、残っている事業は、先ほど申し上げたが、3月24日・25日に開催される「あかがね産業博」と「新居浜発 映画制作」の2事業となった。

「映画制作」については、市長のご挨拶にもあったが、来週の14日(水)からは、いよいよ市内各地で撮影が行われることとなっている。既に、スタッフサイドから、撮影の際のスタッフ40~50名の食事について、ボランティアでお願いできないかとの要請もあり、14日間の昼・夜の食事のうち、8日間は婦人団体にお願いし、献立を考え、振る舞いをしていただくこととなっている。休みの日はできないということで、日曜日を除く残り4日間については業者にお願いし、振る舞っていただくことにしている。

様々なところで応援をしていただくこととしているが、主人公の海斗が市役所の観光課職員ということもあり、市役所内での撮影も予定されており、我々職員も全面協力ということで撮影をサポートしたいと考えている。映画撮影という滅多にない機会でもあり、市民の皆さんと一緒に盛り上げていただければと思うので、よろしくお願いしたい。

経済部長

「あかがね産業博」について、庶務担当会議等でご報告させていただくが、3月24日・25日にあかがねミュージアムで開催する。企業展示ブースのほか、市内小中学生の20年後の新居浜やものづくりについての図画展示等、24日には、市内企業の合同企業説明会、水素イベント等を行い、25日には、ものづくりスゴ技対決、ものづくりトークショー、一般向けの講演会ということで(株)スワニーという香川県の会社で、「四国でいちばん大切にしたい会社大賞」を受賞されている会社の経営者等の講演を予定している。子ども向け体験講座等もあり、今後ポスター掲示依頼や市内小中学校へのチラシ配布依頼等も予定しており、ご協力をよろしくお願いしたい。詳細については、後ほど連絡させていただく。

#### 市長

企画部長、経済部長から説明もあったが、市制施行80周年記念事業も3月24日・25日開催の「あかがね産業博」と、「映画制作」を残すばかりとなった。対応について、どうか最後までよろしくお願いしたい。

# 3 協議事項

(なし)

## 4 連絡事項

(1) 平成30年度の組織機構について(企画部)

#### 市長

本日の議題は以上である。

協議事項は無いため、連絡事項に移る。

まず、平成30年度の組織機構について、企画部から説明をお 願いする。

#### 企画部長

先月1月24日の「行政改革推進委員会」において、組織機構の協議をしていただいたが、最終の決定内容を説明する。

まず、企画部は、地方創生推進室を地方創生推進課に変更し、 ブランド戦略推進係と移住定住推進係を設置する。また、国体推 進室については廃止する。

総務部は、債権管理対策室を債権管理課に、また、図書館が所管している市史編さん準備係から、新たに総務部内に市史編さん 室を設置する。

福祉部地域包括支援センターは、2係から3係に改編する。また、保健センターに子育て世代包括支援センターを新設し、係の 統合を行う。

環境部下水道管理課に総務係を、経済部農林水産課に鳥獣対策 係を、建設部国土調査課に認証係を、それぞれ新設する。

また、企画部総合政策課がこれまで所管していた行政組織に関する事務を総務部人事課に移管させ、組織機構と定員管理を一元的に管理することにする。

以上の組織機構の改編により、平成29年度11部72課2班 219係が、平成30年度は、係が2増の11部72課2班22

	1係となる。
市長	ただいまの説明について、何か質問等はないか。 (なし)

# (2) 平成30年度施政方針(案)について(企画部)

市長	次に、平成30年度施政方針(案)について、企画部から説明
	をお願いする。
企画部長	平成30年度施政方針(案)については、議会日程の都合から
	本日中に総務課へ提出する必要があるので、既に何度か確認のお
	願いをしているが、今一度ご確認いただき、変更点があれば、本
	日13時までに紙ベースで修正し、総合政策課まで提出くださる
	ようお願いする。
市長	ただいまの説明について、何か質問等はないか。
	(なし)

# (3) 定員管理計画について (総務部)

市長	他に何か連絡事項等はないか。
総務部長	定員管理計画について、例年、この時期の庁議において内示という形で報告しているが、今回は見送らせていただき、改めて各部局に内示させていただきたいと考えている。 各部局課所室の定員は、昇任昇格、職員配置とも密接に関係してくるので、人事異動、昇任昇格等の概要が固まっていない段階で定員を確定させることは難しい。また、既に各部局長には全体の概要と、各部局の状況についてお伝えしていることから、今回の内示は見送らせていただき、改めて各部局ごとに内示させていただくので、よろしくお願いしたい。なお、内示の時期については2月末又は3月初旬を予定している。
市長	他に何か連絡事項等はないか。 (なし) なければ、以上で第9回庁議を終わる。